

聖籠町告示第19号

聖籠町NPO法人環境美化ネットせいろう補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年3月18日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町NPO法人環境美化ネットせいろう補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、聖籠町の環境美化の整備促進、都市緑化、環境保護の促進活動のほか、町民が環境問題と緑化の重要性を認識するための普及・啓発活動（以下「環境美化活動」という。）により、快適で住みやすい生活環境を創造するため、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）環境美化ネットせいろうが行う環境美化活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2条 この補助金は、次に掲げる基準により交付するものとする。

- (1) 補助対象経費 NPO法人環境美化ネットせいろうが行う環境美化活動の企画、実施及び研究開発等並びに組織運営に要する経費に対して補助する。
- (2) 補助額 前号に定める補助対象経費の額の範囲内で町長が定める額とする。
- (3) 交付年限 平成31年度

(実績報告書)

第3条 規則第13条の規定による実績報告書の提出の時期は、補助事業の完了の日から起算して、20日を経過した日又は補助金交付年度の3月20日のいずれか早い期日までとする。ただし、町長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。